

## 付 議 第 1 号

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成18年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3)規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

-----  
**教 育 委 員 会 規 則**  
-----

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月 日

高知県教育長 伊藤 博明

**高知県教育委員会規則第 号**

**高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則**

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成18年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

第2条第1項中「第47条の6第1項ただし書」を「第47条の5第1項ただし書」に改め、同条第3項中「第47条の6第2項第1号」を「第47条の5第2項第1号」に改める。

第8条中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。

第9条中「第47条の6第6項又は第7項」を「第47条の5第6項又は第7項」に改める。

第10条中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を  
改正する規則議案説明

1 改正の理由及び内容

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）が令和 2 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の条文に条ずれが生じるため、「高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の一部を改正（条の繰り上げ）するものです。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

高知県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（抜粋）

（趣旨）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項の規定に基づく学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置等）

（設置等）

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の5第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

第2条 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その所管する学校ごと（法第47条の6第1項ただし書に規定する場合にあっては、2以上の学校ごと）に協議会を置くように努めるものとする。

2 略

2 略

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の5第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、法第47条の6第2項第1号に規定する対象学校（以下「対象学校」という。）の校長の意見を聴くものとする。

4 略

4 略

（基本的な方針の承認等）

（基本的な方針の承認等）

第8条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

第8条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）～（5） 略

（1）～（5） 略

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の5第4項に規定する基

2 対象学校の校長は、毎年度、法第47条の6第4項に規定する基

本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、法第47条の5第6項又は第7項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(協議会が意見を述べることができる事項)

第10条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

本的な方針を作成し、協議会の承認を得て、学校運営を行うものとする。

(意見の聴取)

第9条 協議会は、法第47条の6第6項又は第7項の規定に基づき教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(協議会が意見を述べることができる事項)

第10条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。